

第3次甲賀市行政改革大綱および第3次甲賀市行政改革推進計画の変更概要

1. 第3次甲賀市行政改革大綱および第3次甲賀市行政改革推進計画の変更の趣旨

第3次甲賀市行政改革大綱は平成27年4月に策定し、第3次甲賀市行政改革推進計画は平成27年11月に策定、28年2月に一部の項目を追加しています。これまでに、3年度分の評価を実施し、甲賀市行政改革推進委員会からも様々な改善に向けての助言をいただけてきました。

また、平成29年6月に第2次甲賀市総合計画、平成30年10月に総合計画の実施計画が策定されました。

計画策定当初からの進捗状況の変化、評価結果や総合計画との整合の点などから、計画の見直しを図る必要があります。

2. 第3次甲賀市行政改革大綱について

◆重点的に取り組む具体項目（大綱12頁）

変更前	変更後
①アウトソーシングの推進 ②公共施設の効率・効果的な管理運営の推進	① 公民連携事業の推進 ②公共施設の効率・効果的な管理運営の推進

◆行政改革大綱の計画期間（大綱14頁）

変更前	変更後
第3次甲賀市行政改革大綱の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。 なお、国や県の動向、社会経済情勢等に急激な変化が生じた場合や甲賀市総合計画等の関連する計画が策定（改訂）された場合は、必要に応じて内容の見直しを行います。	第3次甲賀市行政改革大綱の計画期間は、 平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6年間 とします。 なお、国や県の動向、社会経済情勢等に急激な変化が生じた場合や甲賀市総合計画等の関連する計画が策定（改訂）された場合は、必要に応じて内容の見直しを行います。

3. 第3次甲賀市行政改革推進計画について

◆推進計画の取組期間（推進計画1頁）

変 更 前	変 更 後
この行政改革推進計画は、第3次甲賀市行政改革大綱に基づいて、平成27年度から平成31年度までを実施期間とします。	この行政改革推進計画は、第3次甲賀市行政改革大綱に基づいて、平成27年度から令和2年度までを実施期間とします。

◆具体的な取組項目（実施プログラム）（推進計画3頁以降）

資料1、資料2を参照